

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ
担当：参事(人事担当) 三 上
人 事 係 長 金 児
電話 022-291-0411

令和6年10月28日
(処分実施機関)
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構米沢病院において、以下の非違行為があり、当該非違行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第3号及び第11号の規定により懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	行為者は、業務目的以外で電子カルテの閲覧を行い、その内容を同僚との会話のなかで漏らしたものである。
処分年月日	令和6年10月28日
処分量定等	(行 為 者) 国立病院機構米沢病院 医療従事職員 (40歳代) (処分量定) 停職1月間